



# 復興庁

Reconstruction Agency

平成 24 年 12 月 14 日

復 興 庁

## 避難指示解除準備区域等における 公共インフラ復旧の工程表の公表について (富岡町 公表)

現在区域見直しを検討している富岡町において、公共インフラ復旧の工程表を作成し、復興庁および関係各省、福島県、該当市町村のホームページにて公表することとしたのでお知らせします。

これまで警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成、この 11 月までに 6 市町村（広野町・田村市・川内村・南相馬市・楡葉町・飯舘村）の工程表を段階的に公表し、本格的な復旧に着手したところです。

富岡町では区域見直しの検討と並行して、インフラ復旧の計画を検討し、国、県、関係する事業者と調整の上、今回工程表に取りまとめました。

区域見直しとともに、速やかに本格的な復旧に着手できるよう、工程表を元に国、県、町等で連携してまいります。

### 【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 尾澤、山田

電話: 03-5545-7428

# 富岡町におけるインフラ復旧計画について（概要）

## （基本方針）

インフラの復旧は、道路、上下水道、電気・通信、鉄道、ガス等のライフライン復旧を最優先として計画し、早急に応急的な対応が必要な道路や上下水道については、平成24年度中に被害の詳細を把握し警戒区域解除に併せ、可能な箇所より速やかに応急復旧に着手する。その他のライフラインについては、各事業者との緊密なる連携により復旧を進めるものとする。

なお、教育施設や福祉施設、農林水産業施設の復旧計画については、町民の帰町意向や除染状況に基づき定めるものとするが、防火用水を兼ねる農業用排水路や決壊の恐れのある農業用ため池等の復旧は、地域の安全確保の観点からその復旧時期をライフライン復旧と同時期とする。

今回公表する工程は、国・県等各機関の協議調整が未了な部分が存在する状況や、町方針が一部不確定な状況で作成しているため、今後、修正・変更となる場合がある。

## （工程表概要）

- 現在の放射線量、及び今後の放射線量の低減を考慮し、インフラ復旧の手順を「富岡川以南地区」、「富岡川以北地区」の2地区に分けて記載している。そのうち、放射線量の低い「富岡川以南地区」より、ライフラインの復旧を開始する工程計画としている。
- 富岡川以南地区の沿岸部については、津波被害もあるため、復興まちづくり計画の基本方針を本年度中に検討し、平成25年度以降計画素案を作成し、町民参加の元計画を定めることとしている。
- 富岡町として12事業※をとりまとめて公表。  
富岡町に係る広域施設、路線として、双葉地方水道企業団の上水道事業、県の道路事業の工程表を更新。

※海岸、河川、漁港、下水道、道路(町管理)、農業用施設、海岸防災林の再生、防災行政無線、公共施設、復興まちづくり計画、除染、災害廃棄物処理

# (工程表の抜粋)

## ■富岡町の下水道事業

【この工程は、復旧事業を取り巻く状況や現地の状態により変更となる場合があります。】

●→ : 工程が見込めるもの

●---→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

平成24年11月現在

事業	整備主体	被災/稼働状況	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度以降	備考・ポイント等	
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
<b>下水道</b>																	
公共下水道	富岡浄化センター	富岡町					●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	調査はH24年度後半に着手予定であるが、以降の予定は未定。応急復旧工事として仮設処理施設の設置が必要と考える。
	汚水管渠(富岡川以南地区)	富岡町	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	H24年度末までの二次調査終了を目指すものとするが、以降の作業は警戒区域解除時期の見直しにより着手時期が変更となる。
	汚水管渠(富岡川以北地区)	富岡町			●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	警戒区域解除後の区域区分に関わらず、二次調査をH25年度上半期までの終了を目指すものとするが、以降の作業は区域区分や除染の状況による。

### ○下水道(公共下水道 抜粋)

富岡浄化センターについては、平成24年10月からの詳細調査を実施し、平成25年度中に復旧工事の着手を予定。

汚水管渠については、富岡川以南地区は平成25年3月末までに被害の詳細把握を予定し、平成24年9月からの一次調査に引き続き二次調査の実施を予定。富岡川以北地区は平成25年度上半期までに被害の詳細把握を予定。なお、以降の作業時期は、警戒区域解除や除染の状況により設定する。

## ■広域施設: 双葉地方水道企業団(上水道)

●→ : 工程が見込めるもの ●---→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

平成24年9月末現在

	整備主体	被災/稼働状況	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降	備考・ポイント等	
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
浄水場(第一、第二、第三水源、浄水施設、送水施設)	双葉地方水道企業団	井戸周辺の陥没、その他施設復旧などに被害が及んでいるため調査、復旧が必要			●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	北地区給水に必要施設	
配水施設(富岡南系配水池)	双葉地方水道企業団	場内舗装等に被害があるため、調査復旧が必要			●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	南地区給水に必要施設	
配水施設(宮の原ポンプ場、下千里ポンプ場、大首ポンプ場、小浜ポンプ場)	双葉地方水道企業団	健康などに被害が及んでいるため調査、復旧が必要												●→	●→	●→	北地区給水に必要施設
給水南地区の一部(主に本岡宇赤木、上郡山字滝ノ沢、宇上郡、宇太田)	双葉地方水道企業団	目標により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明			●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	その他事業との調整を考慮していない
給水南地区の一部(主に上郡山字清水、下郡山字真壁)	双葉地方水道企業団	目標により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明						●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	その他事業との調整を考慮していない
給水南地区の一部(主に弘法宇西原、小浜宇大膳町)	双葉地方水道企業団	目標により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明							●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	その他事業との調整を考慮していない
給水南地区の一部(主に本岡宇赤木、本町一丁目二丁目、中央一丁目二丁目)	双葉地方水道企業団	目標により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明												●→	●→	●→	その他事業との調整を考慮していない 津波被災地区については、復興計画等に合わせた関係機関と協議の上計画する。
給水北地区	双葉地方水道企業団	目標により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明												●→	●→	●→	浄水場及び配水施設復旧後に北地区への給水を行う。 その他事業との調整を考慮していない

### ○上水道

#### 【富岡町内の供給】

災害復旧について、上水道の早期復旧を最優先課題として計画しますが、警戒区域の見直しに併せ、平成24年度より施工可能な箇所から速やかに応急復旧に着手するものとします。また、各事業者との緊密なる連携を取りながら、富岡町復興計画と整合性を図り復旧を進めるものとします。

#### 1. 上水道事業

富岡川以南の給水に必要な「富岡南系配水池」の調査復旧を行い、比較的線量の低い南部より順次給水範囲を拡大する。その際、道路、下水道等事業者との緊密な連携を図りながら作業を行う。

富岡川以北については、警戒区域見直しの状況に合わせながら「関根浄水場」の機能を回復し、給水区域を拡大する。

## (参考) 避難指示解除準備区域等における 公共インフラの本格的な復旧

○警戒区域等が見直された市町村を中心に公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。

8月に公表した4市町村(広野町、田村市、川内村、南相馬市)、11月に公表した2町村(楡葉町、飯舘村)に続き、今回、富岡町の工程表をとりまとめ。

復興庁および関係各省、福島県、該当町村のホームページにて公表。

○工程表は、災害復旧事業を主として、当面3カ年を中心に復旧の見通しについて、「見える化」し、帰還を目指す住民の方、関係機関も含め情報を共有化。特に、国や県の事業のみならず、市町村の事業も工程表を作成し、きめ細やかな対応を実施。

○今後の区域見直しの動向等に応じて、対象市町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充し、節目節目で見直しも実施。

### ■工程表の内容

- ① 国、県、市町村、事務組合の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標をバーチャートで表示

### ■対象事業及び作成単位

#### ●市町村単位で作成する事業(例)

海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設、災害廃棄物処理、除染 等

#### ●路線、施設単位等で作成する事業(例)

広域上水道、し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道、鉄道、漁港等 等